

## 「アメリカ製品を購入し、アメリカ人を雇用せよ」——レトリックから規制へ

奈良房永(日本語版監修)

グレン・スウィート、ナンシー・A・フィッシャー、ステイーブン・E・ベッカー、マシュー・R・ラビノウイツ

「私達は二つのシンプルなルールに従う。『アメリカ製品を購入し、アメリカ人を雇用せよ。』」世界各国の指導者達は、大統領就任演説におけるトランプ大統領のこの発言が国際取引にとってどのような意味を持つのかについて考えあぐねていますが、これとは別に、「バイ・アメリカン法や類似の保護貿易主義的規則に関して、どのようなことが生じつつあるのだろうか。」という疑問が、米国連邦政府への製品・サービス納入業者(以下、コントラクター)の前に迫っています。

- 新たに行われるインフラ支出法案で、州や地方による公共事業計画に対する資金援助が行われる場合については、2009年に制定された米国再生・再投資法におけるものと同様の国内優先要件が盛り込まれる可能性が高い。
- アメリカ国内生産者からの商業量ベースでの入手が不可能な品目について発行されるウェイバーの発行については、その条件がさらに厳しいものとされる可能性がある。また、既存のウェイバーのいくつかは取り消されることが考えられる。
- 新たな法規制が導入されない場合であっても、コントラクターとしては、法の執行がより強化される状況に備えて、予め準備しておくべきである。

バイ・アメリカン法、国際収支プログラム、自国船優先法、国防省の食品・衣料等にアメリカ製商品の調達を定めるベリー修正条項、及びこれらと類似の規則は、いずれも、米国連邦政府コントラクターに対し、アメリカ国内サプライヤーを排他独占的に利用すること、あるいは、国内サプライヤーを優先的に利用することを求めています。さらには、通商協定法は、連邦政府による製品の調達に関し、多数の諸外国からの調達を禁止しています。

他の法律の中には、連邦高速道路局による高速道路建設にかかる補助や、連邦公共交通局による車両や関連設備に対する助成といった、一定のプログラムに基づき米国連邦政府が資金を拠出する場合に、当該資金の使用にあたり、州政府や地方政府に対し、米国国内で生産された製品の購入を要求するものがあります。

この1年半の間、大統領選挙戦が展開される中で、アメリカ国民は、国内製造業や事業基盤の再活性化や「アメリカ製品の購入」についての広範囲にわたる約束を耳にしてきました。また、選挙戦を通じて、トランプ大統領は、国内建設事業、公益事業、その他これらに関連する調達にかかる政府支出を、(報道されている金額は1兆ドルからより最近の予想額である1,370億ドルまでとまちまち)著しく増加させることにつながるであろう大規模インフラ支出法案について論じてきました。さらには、トランプ大統領は、2017年1月24日、アメリカンパイプラインの建設に関する大統領覚書を出しましたが、同覚書は、新たに建設され、修理され、あるいは拡張されるパイプラインに関して、「最大限可能な限り、かつ、法律において最大限許容される範囲において」アメリカ国内で生産された原材料及び設備・機材を利用することを義務付ける旨を盛り込んだ計画を策定することを、米国防務省に対して求めています。

政府契約は、既に国内製品の優先に関する多くの規則の対象となっていますが、政府契約に参画している企業等としては、規則やその執行における、次の手を考慮しておくべきでしょう。

現時点において、国内サプライヤーからの調達、あるいは、その優先を要求し、またはそれらが重要な影響を与えることとなる法律は多く存在しており、その中には次のものが含まれます。

- 1933年制定バイ・アメリカン法、連邦調達規則 (FAR) 25、国防省調達規則 (DFAR) 225
- 国際収支プログラム、DFAR 225.75
- 通商協定法、FAR 25.4、DFAR 225.4
- 1904年制定自国船優先法、FAR 47.5等(旗艦船による輸送に関する要件)
- ベリー修正条項、特殊金属に関する各条項、10 U.S.C. 2533 (a)及び(b)、ならびに後続の関連規制である国防権限法による各制限及びクラス・ディビジョン

これらのルールのいくつかは制定後100年を越えるものですが、これまで時代の変遷や世界経済の進展といった圧力に抗ってきました。1933年制定のバイ・アメリカン法は、世界恐慌が直接のきっかけとなって生まれた法律ですが、制定後80年を超え、この間、戦後の著しいグローバル化や米国の経済基盤の本質的な変遷があったにもかかわらず、実質的な変更が加えられたのは4回のみです。

それでは、政府コントラクターとしては、どのような体制を予測できるでしょうか。第一に、州や地方の公共事業計画に対する資金援助について定める新しいインフラ支出法案において、2009年に

制定された米国再生・再投資法におけるものと同様の国内優先要件が盛り込まれたとしても驚きではないでしょう。同法では、同法に基づき出資を受ける事業計画において使用される鉄や鉄鋼、製品について、米国内で生産・製造されたものとするのが要求されています。注意を要するのは、現在のところ米国連邦政府調達におけるバイ・アメリカンの規制免除の対象国はかなり限られている点です。すなわち、WTO の政府調達協定の加盟国や、調達に関する相互非差別待遇義務を含む自由貿易協定を米国との間で締結している国に限られています（特に、米国連邦政府は、中国製品を購入することが禁じられています。）。連邦政府調達に関し、新たに差別的な基準が採用された場合、複雑かつ多くの時間を要する貿易協定の取消しや修正といったことが求められ、政府調達以外の分野へも影響を及ぼすものとなるでしょう。他方で、州や地方政府による調達の大部分は、国際貿易協定の対象から外れるものです。このため、州や地方政府による計画に対し連邦政府が助成するにあたり、連邦政府から付される諸条件により重点が置かれることも考えられます。

第二に、国内優先規定を含む法律や規則の多くは、アメリカ国内生産者からの商業ベースの入手が不可能な個別の品目についてウェイバーを求める手続を定めています。このようなウェイバー条項については、概して従前から厳格な適用がなされていますが、新たにウェイバーを発行する際の基準がさらに制限的なものとなることや、既に発行されているウェイバーが取り消されるといった可能性が否めません。例えば、連邦調達規則に定める国内ソースからの「利用不能」と指定されている品目リストの、対象品目数を削減するといった対応が考えられるでしょう。

最後に、コントラクターとしては、法・規則の執行に変化が生じることを想定しておくべきでしょう。特に新たな法規制が導入されない場合でも、この問題に関する大統領声明やそれに伴うメディアの注目により、これらの法規制に対して新たに焦点があてられ、その結果として、契約担当官や他の政府関係者がより厳密に調査を行うようになることは確かでしょう。今後は、国内優先条項の遵守がより一層重要になると言えます。大統領選挙以前においても、連邦一般調達局は、数千もの政府調達契約締結者に対しレターを送り、該当する契約にかかる全ての製品についての原産国証明を要求していました。原産国の判断は非常に困難な場合があります。外国生産品が、実質的な変容を経て、新たな異なる米国製の商品（あるいは、当該商品に適用される政府調達対象国の商品）であるかを審査する必要がある場合は、特にその判断が困難だと言えます。このような分析を行うにあたっては、多くの場合、コントラクターのサプライチェーンや製造過程に対する包括的な検討を要することとなり、さらには政府当局による決定まで要求される場合もあります。政府当局は、その政策に関する具体例や成功事例を探し求めるかもしれません。全般的に、コントラクターとしては、ウェイバーや、有利な決定がより少なくなることを予期しておくとともに、違反行為については、どのようなものであれ、以前より不利な結果を招くことを予期しておかざるを得ません。

### コントラクターが直ちに行うべきこと

コントラクターとしては、自らが締結している契約及び下請契約を再確認し、国内品目に関連する条項の全てについて再度確認し、現時点における当該条項の遵守を確認しておくべきです。それらの契約や下請契約の多くは複数の国内優先条項を含んでおり、このため、適用される規定の確認のために、さらなる精査を行うべきです。コントラクターには、サプライチェーン全般を通じた法規の遵守とその文書化の双方を確固なものとするため、社内教育及び文書化のためのさらなる投資が求められます。また、品質管理プログラムについては、国内優先条項に定める各要求事項を、

調達部門に属する従業員のみならず、全従業員に広く徹底させるべきです。これらの法規の違反は、虚偽請求取締法に基づく請求のほか、価格調整、許可の取消し、作業の拒絶といった契約法上の救済措置につながる場合もあります。したがって、将来におけるこういった問題の回避のためには、現時点において追加のトレーニングや、監査、社内コミュニケーションを行うという先行投資が必要と言えるでしょう。

### 本稿の内容に関する連絡先

**奈良房永**

1540 Broadway  
New York, NY 10036-4039  
212.858.1187  
[fusae.nara@pillsburylaw.com](mailto:fusae.nara@pillsburylaw.com)

**Glenn Sweatt**

2550 Hanover Street  
Palo Alto, CA 94304-1115  
650.233.4031  
[glenn.sweatt@pillsburylaw.com](mailto:glenn.sweatt@pillsburylaw.com)

**Stephan E. Becker**

1200 Seventeenth Street, NW  
Washington, DC 20036  
202.663.8277  
[Stephan.becker@pillsburylaw.com](mailto:Stephan.becker@pillsburylaw.com)

**Nancy A. Fischer**

1200 Seventeenth Street, NW  
Washington, DC 20036  
202.663.8965  
[nancy.fischer@pillsburylaw.com](mailto:nancy.fischer@pillsburylaw.com)

**Matthew R. Rabinowitz**

1200 Seventeenth Street, NW  
Washington, DC 20036  
202.663.8623  
[matthew.rabinowitz@pillsbury.com](mailto:matthew.rabinowitz@pillsbury.com)

### Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

**Yoko Nagami-Rosasco**

[yoko.nagamirozasco@pillsburylaw.com](mailto:yoko.nagamirozasco@pillsburylaw.com)

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2017 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.